

# 武雄市農業委員会

令和元年11月総会議事録

令和元年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年11月5日(火)  
(開会) 13時30分 (閉会) 14時45分
2. 場 所 武雄市役所 4階会議室
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者 1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜		○
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明願いについて	2件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取下げについて	1件

6. 議事内容 以降記載

《営業部長から経過報告》

(総会の前に、神宮営業部長から出席委員に対し、8月28日発生 of 市内における農林施設災害への対応状況について説明がなされた。)

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、令和元年11月の武雄市農業

委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、15番 山下英喜 委員より欠席の届け出がっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

会 長 (農業情勢報告等を省略)

それでは、ただ今から令和元年11月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第4号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を、3番 末藤委員、17番 山口委員に指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元年10月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

主なものとしては、10月28日に調査委員会を開催し、農地法第5条の転用許可1件について審議を行ったところです。その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。5月の総会で審議をした〇〇町の〇〇については、隣地開発の許可が出てから転用の許可が出てきています。もう1件、〇〇町の〇〇の太陽光発電施設については、後で報告いたしますが、申請取り下げとなっております。8月の総会分の〇〇の一時転用については資金証明が出ていないため保留となっております。武雄市の工業団地については3,000㎡以上のため開発の許可待ちとなっております。その他については県の審査中です。

次に、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」についてですが、〇〇から2区画の宅地分譲が完了したと、報告がっております。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。先月は、資料に記載している6件の届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

10月の総会で同意いただいた利用権の設定については、49件の貸し手、借り手双方に対し、10月10日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、10月17日付けで20件の更新についての案内文書を発送いたしました。以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されております。この5件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、454㎡。譲受人は「所有地の隣接地で管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は今後話し合いをして決めるとの事です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計192㎡。譲渡人は「農業後継者がいない。」譲受人は「借家の隣地で一緒に管理したい。」ということで申請が出されています。農地の価格は今後話し合いをして決めるとの事です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計4,605㎡。譲渡人は「農業後継者がいない。」譲受人は「経営規模拡大のため。」ということで申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑3筆、計1,263㎡。譲渡人は「耕作する意思がない。」譲受人は「所有地の隣地で管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、2,784㎡。譲渡人は「農業後継者がいない。」譲受人は「経営規模拡大のため。」ということで申請が

出されています。農地の価格は〇〇です。

以上、申請番号1番から5番まで、3つの判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

私の方からですが、農地の価格について1番と2番は今後話し合いをして決めるとの説明でした。また3番は発生していないとの説明でしたが、委員さんは農地の価格について「相場はどのくらいですか。」と人から相談を受けることもあり、委員さんの参考になりますので、なるべくであれば総会で発表できるように、事務局は事前に詳しくお尋ねをしてみてください。お願いします。

**〇〇番委員** 3番について説明します。現在譲受人が借り受けて耕作していますが、譲渡人は「もし戻されたら困るので現在の耕作者に無償で譲渡する」との事でした。

**会 長** 西川登でも固定資産税や改良区の負担金の事を考えたら人に渡した方が良いと判断して農地を無償で人に渡したという事例があったと聞いたことがあります。

**〇〇番委員** 地主が登記代を負担してあげて耕作者に名義変更したところもあると聞きました。

**事務局** 価格については事前に事務局からお尋ねしておりましたが、「相場が分からないので話し合います」という事でした。〇〇町が売買事例も少なかったのが事務局としても「いくら位です」というのが云えなかったところでした。後は話し合いで決められることと思います。

**会 長** 「地元の農業委員に相談して下さいという」言い方もあると思います。いずれにしても、今後の対応をよろしく申し上げます。

他にございませんか。他に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— **《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》** —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出をされています。この7件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,192㎡。「今まで公民館等で行事を行う際、駐車場がないため私有地及び農道等に駐車しており、通行の妨げになっている。また、老人会の会員も増加し、現在のゲートボール場も遠く、容易に練習ができないため、公民館近くに駐車場とゲートボール場を計画したい。」という事で申請されています。

農振農用地でしたので農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年1月31日です。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「地域間交流を図るために設置された施設。」で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、41㎡。「住宅の売却を計画していたところ、敷地の一部が農地であったため申請するもの。申請地には植栽予定。」という事で申請されています。こちらは「平成2年に建物を改築した際に申請地に浄化槽を設置し、隣地の宅地と一体利用をしていた」ということで始末書が添付されています。同時利用地として宅地他7筆、計718.89㎡で計画されています。

都市計画法第18条第1項第1号に規定する用途地域（第2種低層住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計856㎡。一般住宅と長屋住宅が申請されています。一般住宅については、現在の住居が子供の成長で手狭になり、学校区内でもあるので申請地に一般住宅を建てたい。長屋住宅については、管理面より隣地が最適であり、将来の生活基盤を作るため共同住宅を建てたい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年6月30日です。

農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の

他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、143㎡。「以前から山の上に地蔵を祀ってあったが、今まで建物がなかったため、管理しやすい市道沿いに、新たに大師堂を建立したい。」という事で申請されています。既に建物が建っておりますので、始末書が添付されています。

農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、52㎡。「自宅に車庫を作りたいが、手狭で建築できないため、申請地に車庫を作りたい。」という事で申請されています。

同時利用地として宅地ほか2筆、計178㎡を合せて全体で230㎡で計画されています。工事完了時期は令和2年3月30日です。

農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、計238㎡。「現在実家暮らしをしているが、子供の成長と両親の老後を考え、申請地隣地の宅地と一体化し敷地拡張して利用したい。」という事で申請されています。

既に進入路として利用をされておりますので、始末書が添付されています。工事完了時期は令和2年3月31日です。同時利用地として宅地他2筆、254㎡を合せて全体で492㎡で計画されています。

「水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として農地区分は第3種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号7番。賃貸借権の設定。〇〇町の田1筆、440㎡。「社会福祉法人 共同生活援助事業所建設に伴い、工事車両駐車場等の確保のために一時的に利用したい。」という事で申請されています。

賃借時期は令和元年9月24日から令和2年2月23日までとなっております。既に利用されておりますので、始末書が添付されています。

「水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として農地区分は第3種農地で「許可し得る」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。このうち1番の案件については、10

月28日に調査委員会を行っております。座長は山下委員さんでしたが、今日は都合により欠席されておりますので、私が調査結果の報告をいたします。

**会 長** 令和元年10月28日午後1時30分から、武雄市役所3階会議室及び現地にて調査委員会を開催し、C班及び地元委員により、議案第2号 農地法第5条の規定による申請 1件 について審議しました。議案第2号 申請番号1番の「駐車場及びゲートボール場場」について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に「計画図にトイレがないがどうするのか?」という質疑があり、これに対し「隣接する公民館のトイレを使用するため問題ない」という回答がありました。

2点目に「駐車場の車止めで畦畔のまま利用とあるが強度は問題ないのか?」という質疑があり、これに対し「畦畔だけでなく、コンクリートブロック等の車止め用の資材を検討したい」という回答がありました。

3点目に「表土を取った方がいいのではないか?」という質疑があり、これに対し「業者に依頼して転圧を行うので、地元及び業者と話しながら工事を進めていきたい」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

**会 長** 1番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る2番から7番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 申請番号2番の件です。ここは袋小路になっていて、普通車でもぎりぎりしか入っていかない場所でなかなか大変なところです。長く空き家になっていましたが、今回譲受人が買うことになりました。家の一番奥の方に10坪程度、農地のままになっていたということで、今回申請をされたところです。以上です。

**会 長** 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。



(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第3号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第8号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 (なし)

橘町。 田。(なし)  
再設定、 2件、 2筆、 5,734 m<sup>2</sup>。

橘町。 畑 (なし)

朝日町。 田 (なし)  
再設定、 4件、 7筆、 9,175.56 m<sup>2</sup>。

朝日町。 畑 (なし)

若木町。 (なし)

武内町。 田 (なし)  
再設定、 2件、 7筆、 6,899 m<sup>2</sup>。

武内町。 畑 (なし)

東川登町。 田。新規、 2件、 6筆、 8,670 m<sup>2</sup>。  
再設定、 11件、 21筆、 34,337 m<sup>2</sup>。

東川登町。 畑 (なし)

西川登町。 田。新規 (なし)  
再設定、 1件、 1筆、 1,439 m<sup>2</sup>。

西川登町。 畑 (なし)

山内町。 田。新規（なし）  
再設定、 1 件、 2 筆、 1,934㎡。

山内町。 畑（なし）

北方町。 田。新規（なし）  
再設定、 2 件、 12 筆、 16,799㎡。

北方町。 畑（なし）

となっています。3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用  
権設定の変更については15 ページに、利用権の解除については16 ページ  
に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考え  
ます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号につきまして、質疑を開始しま  
す。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめま  
す。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原  
案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につ  
きましては、原案どおり承認することに決しました。

#### 《議案第4号 非農地証明》

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の  
証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、武雄市非農地証明願について説明します。  
申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、388㎡。「平成6年に5条許可を  
受け、資材置場として利用していたが、地目変更を行っていなかった。現在  
は駐車場及び店舗として利用している。」というものです。  
非農地証明事務処理要領の該当事項は、第3号「法第4条第1項及び第5  
条第1項の許可を得て完了している事実が認められる土地であって、不動産  
登記法第37条第1項に規定する地目変更の申請を行わず、引き続き耕作の

用に供されていない土地」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、計10,055㎡。「みかんを栽培していたが、20年前頃より耕作しなくなり、荒廃してしまった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 申請番号2番について説明します。10月8日に、この土地に太陽光を張るという業者と、〇〇の最適化推進委員さん2人と4人で、現地確認に参りました。ここら辺はもともとみかん山で、パイロット事業が入っていました。申請地にはパイロット事業が入っていなかったために、非農地の申請ができたわけです。

申請地に行くまでの道が、この間の豪雨のせいもあるかもしれませんが、イノシシの害がひどくて、ほとんど車も入らなくて、石ゴロゴロの所で、現地まで行くのがなかなか大変だなと思いました。

4月には申請人も見に来られたということでしたが、その時にはイノシシの害はあったものの水害はまだあっていなかったのもので、まだ道は車が通れたということでした。イノシシを取る方はこのへんに罾をかけられますので、その方の話を聞いたら、今回の水害の害よりもイノシシの害のほうがひどいということでした。

1町ばかりある土地ですが、どのくらいとはおっしゃいませんでしたが、太陽光は全体に張るのではないとの事でした。

業者の方には、こういう災害がまたあるかもしれないから、ちゃんと整備をして、下の畑に影響がないように十分注意して、太陽光を張るようにという事は言いました。

私たち委員3人で話し合いました。もう農地に戻すことは無理と判断しましたので、非農地証明は出してもいいかなと、サインをいたしました。

以上です。

**会 長** 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** 農業委員会とは関係ないかもしれませんが、伊万里かどこかではソーラー

パネルを建てるときに、区長や行政の許可が要るようになると聞きました。武雄市ではどうでしょうか。

**事務局長** 先日佐賀新聞に掲載されていましたが、伊万里市では太陽光発電施設に関する条例案を12月の市議会に提案するそうです。武雄市でのそのような動きについて、今のところ私は把握しておりません。

**〇〇番委員** そうすれば、非農地証明をして太陽光発電施設が出来たとして、その下に農地があった場合には農業委員会としてはどうなりますか。何かあった時に対応することになるのですか。

**会 長** 非農地証明した土地については農地でなくなるので、農業委員会の管理からは離れることになります。

〇〇番委員が質問されたように、非農地証明をした土地に太陽光発電施設が設置されることもありますので、今後は要領を見直して、非農地証明について何らかの制限をかける必要があるのではないかと考えております。今回の案件について事務局としては、現在の取扱要領の内容では4号に該当するので、受け付けざるを得ないとの事です。

**〇〇番委員** 補足ですが、申請地の下の畑は〇〇の方が所有者です。もし非農地証明した土地が崩れた場合には、〇〇町の農業委員会も関わってくる話だと思えます。そこらへんも含めてご審議お願いします。

**〇〇番委員** 事務局には事前にお尋ねしておりましたので、その結果を報告して下さい。

**事務局** 申請番号2番の申請地の西側と南側にある畑2筆は、〇〇町の方が所有者です。〇〇番委員から「〇〇町農業委員会では非農地証明事務を行っているのか。」「その時には周囲の承諾等を取っているのか。」という質問がありましたので、〇〇町農業委員会に問い合わせをしてみました。

すると、「非農地証明はしているが、周囲の承諾は取っていない。」ということでした。どちらかといえば、荒廃している場合にはパトロールを行って「非農地通知」のほうで対応されているようでしたが、いくらかは武雄市と同様に「非農地証明願い」というのをやっているとの事でした。

ただ、その時には、区長さん、生産組合長さん、近隣の方からの「農地としては使っていない」という同意書や証明書を付けてもらってから、「農地ではないよね」という判断をされているということを確認しました。

転用の時のように隣接農地からのハンコは貰わなくていいのですが、近隣の方から「もうここは何年も農地としては使っていないですよ」という証明をもらってくる必要があるという事でした。

面積の要件等は聞いておりません。農地への入り口が元々あったのが、圃場整備の換地処分でなくなったので、進入口として何年も使っていたのを非

農地証明して下さいというのが一番多いとの事でした。

会 長 非農地証明の事務処理要領では現地の写真を付けて申請をするようになっていまして、写真判定をしています。今回の案件も私が写真で見る限りでは要領に合致をしています。

もし4条や5条の転用で進めれば、先ほど話に出た〇〇の所有者の方の承諾印を貰わないといけないわけです。ところが非農地証明は貰わなくてもよいわけです。そういうわけで、非農地証明が悪用されていることも考えられますので、今後、非農地証明事務処理要領を見直す必要があると考えたわけです。

〇〇番委員 3条では3年間は転用できないようなしぼりがありますが、非農地ではすぐにでもできるのでしょうか。

会 長 農業委員会が証明をして、それを法務局に提出し、法務局が現地に行って承認をすれば地目が農地以外に変わります。

〇〇番委員 では4条とか5条をせずに非農地証明をした方が手っ取り早いわけですね。

会 長 はい。そういうことが考えられるので、要領を見直そうと言っているわけです。

〇〇番委員 農業委員会が非農地証明をしたら、もうその後には農業委員会の議案に上がってくるものがなくなり、いろいろ言えなくなります。業者もそこを狙っているのではないのでしょうか。

〇〇番委員 新しく武雄市の条例を作るわけですか。

会 長 いいえ、武雄市農業委員会の要領を変えましようと言っています。もちろん、皆さん方と協議をしながら進めます。

ただ、今回の申請番号2番については、現況が防風林かなと思うぐらい伸び放題になっており、現在の要領の4号には合致しておりますので、事務局として受付をしているところです。私も合致していると判断しました。

〇〇番委員 行政のほうで規制をしてもらわないといけませんね。

会 長 行政に要望してもすぐには対応できないこともあります。農地ですので、農業委員会としてできることをすべきです。

会 長 この案件について、他にご意見はありませんか。(なし)。意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第4号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

---

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

---

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。番号1番。土地は〇〇町の田1筆、117㎡です。変更理由は「周囲が宅地化し、雨水が溜まり耕作しにくい。嵩上げて畑として利用したい。」というものです。変更内容は「田をかさ上げて畑へ転換」、変更時期は令和2年1月1日から令和2年1月22日、かさ上げの高さは0.6m、土量は63㎡、施工業者は〇〇です。変更後は野菜を作るということです。以上報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 1番の件です。ここは田んぼとなっていますが、畑として借受けて作っている方がおられます。その方が、雨水がたまって作りにくい、野菜とかも作りづらいということで、泥を入れたいという気持ちを持っておられましたが、私からは「持ち主さんから申請しないとだめですよ。」と指導をしましたので、今回、このような形で、地主から申請が出れているということです。

会 長 地元委員の補足説明が終わりましたので、報告第1号「農地等形状変更届出について」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

《報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取り下げについて》

---

会 長 次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取り下げについて」1件の報告が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号 「農地法第5条の規定に基づく許可の取り下げ」についてご説明いたします。こちらは平成元年5月7日の総会において太陽光発電施設へ転用するとして審議を行ったものです。

〇〇町の田1筆、畑1筆、計1,294㎡。「武雄市災害防止条例第4条」届出（都市計画課）に添付する造成計画平面図、断面図に経費がかかることが判明し、太陽光発電事業が成り立たないと判断したため。」ということで、取り下げの申請がっております。こちらは武雄市災害防止条例の届出が未提出であったため県の審査が保留中となっており、取り下げができた案件です。

取り直し申請日は令和元年10月11日です。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 現場は木を切っていますが、これはどうなりますか。

事務局 田と畑を利用しての発電所が1基と、その隣に同じ所有者の山林を伐採してそこに発電所が1基と、併せて2基の発電所が計画されていました。山林のほうは転用手続きが必要ないので、先に伐採等をされておりまして、既に伐採済みです。

一部崩れたような所があるので、この間の大雨で崩れたのか、またはその所に坑道があったので崩れたのではないかと言われています。

〇〇番委員 伐採した後に崩れたらどちらの責任になりますか。

事務局 伐採したのは所有者さんであると云われています。

会 長 報告第1号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」、まだ質疑がありますか。（なし。）これは報告事項ですので、このあたりで質疑をどめます。

---

### 《閉会》

---

会 長 それでは、以上をもちまして、令和元年11月の農業委員会総会を終わります。